

1 制度概要

【対象者】①身体障害者手帳1・2級

②療育手帳A1・A2（知能指数35以下）

③身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1（知能指数50以下）

④精神障害者保健福祉手帳1級（平成25年10月～）

※ただし生活保護受給者は対象外

【制度内容】対象者に医療証を交付し、原則、窓口負担のない現物給付方式により保険医療費の自己負担分を助成

※ただし精神障害のみの方は入院医療に係る医療費は助成対象外

2 本市の実施状況

年度	対象者数	決算額 (扶助費・事務費)	県補助金
平成20年度	16,429人	2,483,675,554円	760,951,000円
平成21年度	16,744人	2,791,087,070円	733,385,000円
平成22年度	16,973人	2,740,559,753円	640,575,000円
平成23年度	17,280人	2,769,794,000円	574,015,000円
平成24年度	17,620人	2,835,524,071円	539,141,000円
平成25年度	18,260人	2,863,760,172円	541,599,000円
平成26年度	18,526人	2,954,238,082円	540,720,000円

3 県制度の経過

(1) 補助率の推移

年度	補助率
昭和48年度	100%（事業開始）
昭和60年度	95%
平成7年度	90%
平成8年度	85%
平成10年度	77.5%
平成11年度	70%
平成12年度	60%

年度	補助率
平成13年度	52.5%
平成14年度	45%
平成15年度	37.5%
平成16年度以降	1/3

県の制度見直し（（2）参照）により、

・平成20年10月から、65歳以上新規対象者及び一部負担金は補助対象外

・平成21年10月から、所得制限対象者は補助対象外

(2) 県の制度見直しの内容

県は、医療保険制度の見直しや対象者の増加により事業費が年々大きく増加する中で、財政状況が厳しいことから、安定的な事業運営の継続を図るため、平成20年10月から対象者の見直しと一部負担金の導入、平成21年10月からは所得制限の導入を行った。一方、3障害一元化や精神障害者の地域生活支援の観点から、平成24年4月から精神障害者に対象を拡大した。

項目	内容	実施年月	※本市の状況
対象者の見直し	65歳以上の新規対象者を制度の対象外とする	平成20年10月	制度の対象としている
一部負担金の導入	通院1回200円、入院1日100円（調剤を除く）		適用していない
所得制限の導入	特別障害者手当における本人の所得限度額を準用	平成21年10月	適用していない
精神障害者対象化	精神障害者1級を新たに対象化（入院医療費を除く）	平成24年4月	県と同様に実施